

伐採及び伐採後の造林の届出に必要な書類

番号	必要な書類	内容
1	伐採及び伐採後の造林の届出書	森林所有者、伐採する者、伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため、4部作成し、1部は提出、3部については、各自その1通を所持する(別記様式第1号)。
2	森林の位置図及び区域図	<p>国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの(インターネット等で入手可能な地図でも可)</p> <p>なお、市が認める方式により伐採区域が判別できる座標値を伴った電子データがある場合は、そのデータ提出をもって代えることができる。</p>
3	本人確認書類 <u>届出の際に窓口で掲示し、届出者が本人(法人等の場合は職員)であることを証する書類のいずれか</u>	<p>(いずれの場合も、写しでも可)</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書 ・法人番号を記載した書類 ・法人の名称及び所在地を記載した書類 ・国税庁の法人番号 ・委任状や従業員証等の提示 <p>【法人でない団体の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の規約 ・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・個人番号カード(表面) ・運転免許証 ・国民年金手帳 等 <p>※ただし、パスポートは不可とする。</p>
4	他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類のいずれか (該当する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁が発行した証明書、認可証の写し ・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類
5	土地の登記事項証明書(準ずるものを含む)など、伐採後の造林をする権原を有することを証する書類のいずれか※	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の登記事項証明書 ・土地の売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・固定資産税納税通知書 ・伐採後の造林の受委託契約書 ・土地の賃貸契約書 等

6	<p>森林の土地の所有者でない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類のいずれか(該当する場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の登記事項証明書 ・立木売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・伐採の同意書・承諾書 ・伐採の受委託契約書 等
7	<p>隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類のいずれか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接森林所有者との境界確認の状況を記載した書類(別記様式第2号) ・立木の伐採に係る誓約書(別記様式第3号) ・その他、隣接森林所有者との現地立会写真等、境界について確認したことが分かる書類